

# 提 言 書

次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか

平成20年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会

## はじめに

さいたま市男女共同参画推進協議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するために、平成13年10月に設置されました。これまで、当協議会の提言に基づき、平成15年4月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」が制定され、平成16年3月に、さいたま市として初めての基本計画「さいたま市の男女共同参画のまちづくりプラン」が策定されました。

当協議会では、平成19年5月に市長から、次期さいたま市男女共同参画基本計画について諮問を受けました。市の取組と昨年度実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果等をふまえながら、協議会の開催と委員全員からのアンケート形式での意見提出等により答申に向けた議論を重ねてきました。

この答申では、現行計画の基本理念「女と男<sup>ひと</sup> 市民一人ひとりが人権を尊重しあい 共に生きるさいたま市の実現」と施策の体系を継承し、少子高齢化をはじめとする急速な社会情勢の変化に対応するため、新たに3つの重点事項「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「女性のチャレンジ支援」「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を掲げ、積極的に推進するよう提言します。

人口120万人を擁する大都市となったさいたま市が、今後さらなる発展を遂げていくためには、個人が様々な可能性を自ら選択でき、能力を最大限に発揮できる社会を築いていくことが必要です。

この提言書の趣旨を十分に反映した次期基本計画が策定され、市と市民と事業者との協働によるさいたま市の男女共同参画のまちづくりが、これまで以上に積極的に推進されていくことを期待し、ここに答申いたします。

平成20年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会  
会長 矢澤 澄子

## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 答申にあたって                     | 1  |
| 1 諮問の経緯                     | 1  |
| 2 答申の背景                     | 1  |
| (1) 社会経済状況の変化               | 1  |
| (2) 法制度の変化                  | 1  |
| (3) 市の現状、市民の意識の変化           | 2  |
| 3 現行計画での取組と課題               | 3  |
| (1) 男女共同参画推進体制の整備充実         | 3  |
| (2) 女性に対する暴力の根絶             | 3  |
| (3) 男女共同参画の啓発               | 4  |
| (4) 仕事と家庭生活の両立支援            | 4  |
| 次期計画の基本的な考え方                | 5  |
| 1 基本理念                      | 5  |
| 2 計画の期間                     | 5  |
| 3 計画の重点事項                   | 5  |
| 4 計画の目標                     | 8  |
| 5 数値目標の設定                   | 8  |
| 次期計画の体系及び施策の展開方向            | 9  |
| 1 計画の体系                     | 10 |
| 2 施策の展開方向                   | 11 |
| - 参考資料 -                    |    |
| さいたま市男女共同参画のまちづくり条例         | 27 |
| 男女共同参画社会基本法                 | 31 |
| 次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問書写） | 37 |
| さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況       | 38 |
| さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿        | 39 |

## 図表目次

|       |                            |    |
|-------|----------------------------|----|
| 図表 1  | 各分野における男女の地位の平等感           | 12 |
| 図表 2  | さいたま市における相談件数の推移           | 13 |
| 図表 3  | 配偶者等からの被害経験                | 14 |
| 図表 4  | 暴力についての相談経験                | 14 |
| 図表 5  | 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識    | 16 |
| 図表 6  | 男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと    | 16 |
| 図表 7  | 審議会等における女性委員割合の推移          | 17 |
| 図表 8  | 女性が政策・方針決定の場に進出することについての考え | 18 |
| 図表 9  | 仕事と家庭の両立のために必要なこと          | 20 |
| 図表 10 | 男性が育児・介護休業等を取得しづらい理由       | 20 |
| 図表 11 | 職場における男女の地位の平等感            | 22 |

「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成19年1月)について、本文中で「市民意識調査」と略して表記しています。

## 答申にあたって

### 1 諮問の経緯

～これまでの歩み～

さいたま市では、平成15年4月に男女共同参画社会基本法の理念をふまえ「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を施行しました。この条例に基づき、平成16年3月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、男女共同参画を推進するための施策を進めてきました。

この現行基本計画が、平成20年度末で計画期間が満了することに伴い、平成19年5月、さいたま市長から次期基本計画について諮問を受け、次期計画はいかにあるべきか審議を進めてきました。

### 2 答申の背景

～男女共同参画をめぐる動き、さいたま市の現状～

#### (1) 社会経済状況の変化

日本の人口が減少を始め、労働力の減少が予想されており、将来に対する不安の声が高まっています。少子高齢化が加速するなかで、保育サービスの充実や若年者の就業支援など、若い世代に対する支援が求められています。一方、いわゆる団塊世代が定年退職を迎え、地域で活動する人が増加し、市民活動が今後ますます活発になることが期待されます。

日本経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、緩やかな景気回復が続いています。今後、団塊世代の退職等により企業等における人材確保の動きが進み、女性の労働力の活用や高齢者の雇用延長等に取り組む企業が増えることが期待されます。

#### (2) 法制度の変化

このような動きの中で、次代の社会を担う子どもの育成環境の整備を進めるため、平成15(2003)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体及び301人以上の労働者を雇用する事業主に、次世代育成支援対策のための行動計画を策定することが義務付けられま

した。一方、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために「育児・介護休業法」が改正(平成 17〔2005〕年 4 月施行)され、期間雇用者のうち一定の要件を満たす者への育児・介護休暇の拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設等が規定されました。

「男女雇用機会均等法」も一部改正され(平成 19〔2007〕年 4 月施行)性別による差別禁止の範囲が拡大(間接差別禁止を含む)されたほか、女性に加え、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが事業主の義務となりました。

また、女性に対する暴力への対応として「配偶者暴力防止法」が平成 16(2004)年に改正され、保護命令の対象の拡充や被害者の自立支援の明確化等が盛り込まれました。平成 19(2007)年 7 月の改正では、保護命令の対象となる暴力に、身体に対する暴力だけでなく、生命・身体に対する脅迫を加えるなど、保護命令制度が拡充されました。

### (3) 市の現状、市民の意識の変化

#### < 少子高齢化の進行と 30 歳代で低下する女性の労働力率 >

平成 19 年 10 月に、さいたま市の総人口は 120 万人を超えました。日本の人口が減少している中で、さいたま市の人口は増加傾向が続く見込みですが、中長期的にみると、徐々にそして確実に人口減少社会に向かっています。少子高齢化は、さいたま市にとっても大きな課題となっています。

また、年齢階級別の女性の労働力率が 30 歳代で全国に比べて低く、いわゆる M 字型曲線の底が深くなっていることが、さいたま市の大きな特徴です。これは、出産や育児で仕事を中断する人が多いことを示しています。また、昼間人口が夜間人口の 9 割程度であり、市外に通勤・通学する市民の割合が高くなっています。

#### < 今も残る根強い性別役割分担意識 >

各分野における男女の地位の平等感に関する市民意識としては、平成 13 年度に実施した「さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査」と平成 18 年度に実施した「さいたま市男女共同参画に関する市民

意識調査」の結果を比較すると、「学校教育の場」「地域活動の場」では、男女の地位は平等になっていると答えた人が増えています。一方、「家庭生活の場」「職場」では、男女の地位が平等になっていると答えた人が減っています。このことから、未だに根強い性別役割分担意識があるものと考えられます。さらなる意識の改革と、仕事と家庭生活において男女が平等になるための対策が必要です。

### 3 現行計画での取組と課題

～さいたま市のこれまでの取組と今後の課題～

#### (1) 男女共同参画推進体制の整備充実

平成 16 年 5 月に「さいたま市男女共同参画推進センター」(愛称「パートナーシップさいたま」)を開設し、相談事業、各種講座や講演会の開催、情報の収集・提供、交流支援、センター広報誌の発行など、男女共同参画を推進するための様々な事業を展開しています。

また、平成 15 年 10 月に男女共同参画に関する苦情処理制度を設置し、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策等に対する苦情の申出を処理しています。

今後も、センター機能の充実や、苦情処理制度の周知に取り組む必要があります。

#### (2) 女性に対する暴力の根絶

男女共同参画推進センターを拠点として、浦和・中央・岩槻の各区役所及びプラザイースト内「女・男<sup>ひと</sup>プラザ<sup>ひと</sup>」の計 5 箇所に相談窓口を設置し、自立支援のための情報提供等を行っています。その他、女性に対する暴力の根絶を目指し、リーフレットの配布や講演会の開催等の啓発事業を行っています。

また、「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を設置し、民間、行政等の関係機関が密接に連携しながら、被害者支援に取り組んでいます。

今後も継続的に啓発事業を実施するとともに、自立支援の一層の充実

に取り組んでいく必要があります。

### (3) 男女共同参画の啓発

男女共同参画社会情報誌「You & Me ~ 夢 ~」を年2回発行し、市内に全戸配布しています。また、さいたま市と男女共同参画推進団体連絡協議会との共催により、「女・男ひとひとフェスタさいたま」を年1回開催しています。

男女共同参画を市民に身近なものとしていくためには、繰り返し啓発していくことが重要であり、とりわけ若い世代や男女共同参画に関心のない人に働きかけていく必要があります。

### (4) 仕事と家庭生活の両立支援

「子育てするならさいたま市」のキャッチフレーズのもと、子育て支援策の充実に積極的に取り組んでいます。平成17年3月に、次世代育成支援対策行動計画「さいたま子ども・子育て希望プラン」を策定し、待機児童解消に向けた保育所や放課後児童クラブの整備を進めるなど、働きながら子育てをしている保護者のニーズに対応した、きめ細かな支援を行なっています。この他、介護保険事業の充実など、仕事と家庭生活の両立のための支援をしています。

市民意識調査では、仕事と家庭の両立のために必要なこととして、多くの人が「育児・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」ことを挙げています。仕事と家庭生活を両立するための支援策の充実に加え、企業等に対する働きかけが必要です。

## 次期計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

男女共同参画社会の形成には、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

しかしながら、今なお、参画の機会の不平等や女性に対する暴力がなくならないのが現状です。

そこで、現行基本計画に引き続き、次期基本計画においても次の基本理念のもとで、計画を推進することを提言します。

ひと ひと  
女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい  
共に生きるさいたま市の実現

### 2 計画の期間

急激な社会情勢の変化に対応するため、次期基本計画の計画期間は、平成 21 (2009) 年度から平成 25 (2013) 年度までの 5 年間とすることが望ましいと考えます。

### 3 計画の重点事項

社会情勢の変化・法制度整備の進展や、これまでの市の取組をふまえ、次期基本計画では次の 3 項目に重点的に取り組んでいくことを提言します。

- 1 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進
- 2 女性のチャレンジ支援
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援

## 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が共に個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくるために、また、個々の企業等が多様な人材を生かし活力ある社会を築くためにも、仕事と生活の調和を可能にすることが必要です。しかしながら、正規雇用の労働時間が長く、生活時間の確保が困難であることや、家事や子育て、介護等の多くを女性が担っている等の現状があります。

仕事と生活だけでなく、地域活動や個人の自己啓発など様々な活動について、それぞれの人生の段階に応じて自らが希望するバランスで展開できるように、企業の取組を後押し、個人の活動につながる支援をしていくことが必要です。

仕事と生活の調和を可能にするための環境づくりは、男女共同参画社会を実現する上で重点的に推進する必要があります。

## 2 女性のチャレンジ支援

さいたま市の女性の労働力率は、出産・育児期である30歳代において、全国に比べて低くなっていますが、就学前の児童のいる女性の就業意向は高くなっています。いったん就業を中断したのち、再就職することは困難を伴うため、女性の再就職や起業など多様な働き方への支援や、就業の継続を可能にするための支援が必要です。

さらに、「再チャレンジ」だけでなく、政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たに活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」に向けた支援を行うことも必要です。また、就業の場だけでなく、学校、NPOやボランティア、地域活動等の様々な分野における女性のチャレンジを支援する必要があります。

一方、社会で活躍することに消極的な女性も多く、女性の社会参加意欲を高めるための学習・啓発事業が重要です。

### 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力に加え、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性である背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見等、男女が置かれてきた社会における構造的問題があります。女性に対するあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するために重点的に取り組む必要があります。

また、配偶者暴力防止法の一部が改正（平成 20〔2008〕年 1 月施行）され、これまで、都道府県に義務付けられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村において努力義務となりました。今後、さいたま市においても基本計画を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的・計画的に実施していくことが必要です。

#### 4 計画の目標

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第3条の基本目標6項目をふまえた現行基本計画の目標を継承し、次期基本計画の目標を次の9つにすることを提言します。

人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

女性に対する暴力のないまちづくり

社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

家庭生活・社会生活への男女共同参画と両立を支援するまちづくり

男女の経済的自立をすすめ働きやすいまちづくり

男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり

国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

#### 5 数値目標の設定

さいたま市の男女共同参画に向けた取組をより積極的かつ計画的に推進するため、数値目標の設定が必要です。数値目標を設けることは市の状況がどの程度進んでいるのか検証し、また成果をわかりやすく示すため、さらに各分野の取組の推進力になるという意味で効果的なものです。

ただし、目標数値が一人歩きすることがないように、過去のデータの推移、現在の社会状況及び今後の見通し等を勘案し、適切な数値設定及び随時見直しが必要です。

## 次期計画の体系及び施策の展開方向

# 1 計画の体系

次期基本計画の体系について、次のとおり9つの目標、27の施策の方向とするよう提言します。

| 目 標  | 施策の方向  |
|--|--|
| I 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり                     | 1 人権尊重・男女平等意識の啓発<br>2 男女平等教育の推進<br>3 メディアにおける女性・子どもの人権の尊重  |
| II 女性に対する暴力のないまちづくり                          | 1 性の尊重と暴力の根絶<br>2 セクシュアル・ハラスメント防止の徹底<br>3 被害者に対する相談・支援体制の充実                                      |
| III 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり          | 1 職場・学校・地域・家庭における慣行の見直し<br>2 広報・啓発活動の推進<br>3 男女共同参画に関する法制度の周知                                    |
| IV 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり               | 1 女性の積極的登用による参画促進<br>2 政策・方針決定過程の透明性の確保<br>3 男女共同参画に向けた人材発掘と育成                                   |
| V 家庭生活・社会生活への男女共同参画と両立を支援するまちづくり             | 1 家庭・地域において男女が共に責任を担える環境整備<br>2 多様な子育てや介護を地域で支えあう仕組みづくり<br>3 仕事と家庭の両立に関する事業者への情報提供・啓発            |
| VI 男女の経済的自立をすすめる働きやすいまちづくり                   | 1 就業の場における男女均等待遇の促進<br>2 安全で安心して働くことができる就労環境の整備<br>3 女性の経済的自立への支援                                |
| VII 男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり | 1 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発<br>2 男女の生涯にわたる健康づくり<br>3 からだとこころに関する相談等の充実                                |
| VIII 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり               | 1 男女共同参画の視点にたった国際交流と国際理解の推進<br>2 外国人も安心して暮らせる相談・支援体制の整備  |
| IX 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり                     | 1 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進<br>2 苦情の申出・処理制度の充実<br>3 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進<br>4 女性のチャレンジ支援体制の整備・充実 |

## 2 施策の展開方向

|                           |
|---------------------------|
| 目標 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり |
|---------------------------|

市民意識調査では、各分野における男女の地位の平等感について、「政治の場」「職場」「社会通念や慣習など」で7割を超える人が男性の方が優遇されていると答えています。

そのため、次期基本計画においても、人権を尊重し、男女平等意識を育むための学習機会を提供していくことが必要です。また、市民及び事業者が男女共同参画についての理解を深め、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画のまちづくりを推進するための、啓発事業を行っていく必要があります。

男女平等意識を育てるためには、幼少期からの性別にとらわれない家庭教育や学校教育を推進していく必要があります。

また、メディアにおける性の商品化や暴力表現は、女性や子どもの人権を大きく侵害するものです。人権尊重と男女共同参画の視点にたった表現を浸透させるための取組が必要です。

### < 施策の方向 >

#### 1 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重や男女平等意識の啓発を様々な機会・広報媒体を通じて推進する  
男女平等意識に関する調査を定期的実施する

#### 2 男女平等教育の推進

学校や家庭等における男女平等教育を推進する  
男女共同参画の視点にたった生涯学習を推進する

#### 3 メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

人権尊重と男女共同参画の視点にたった表現を浸透させる

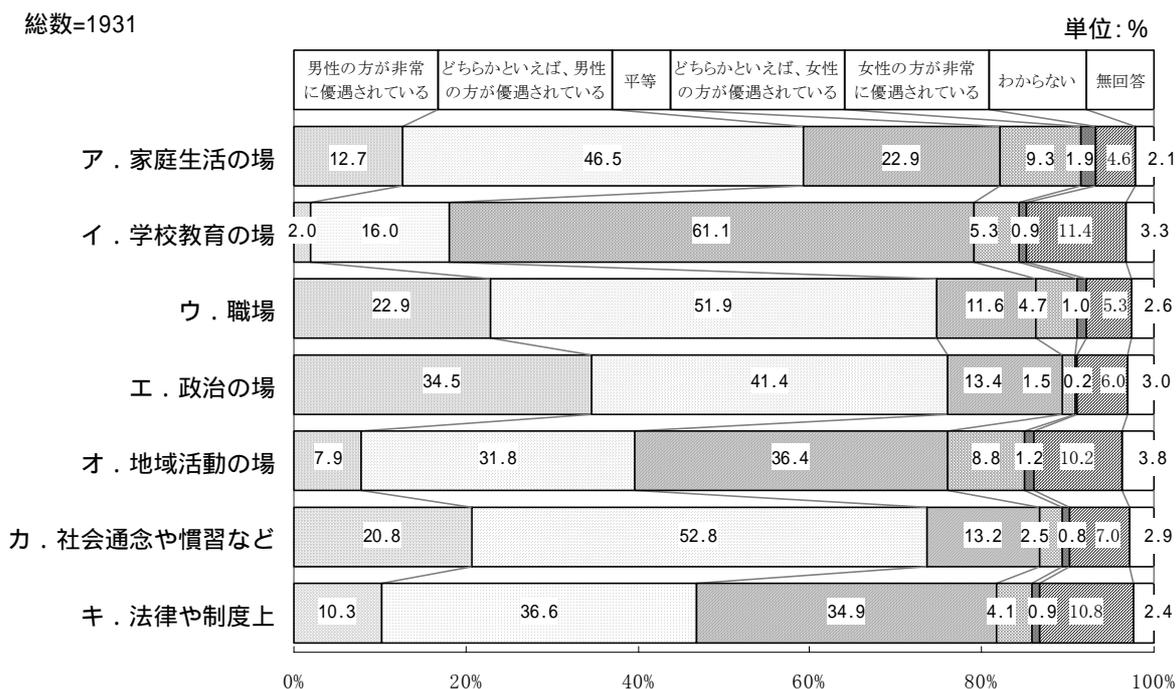
## < 市民意識調査の結果 >

### 各分野における男女の地位の平等感

様々な分野における男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では、「平等」が61.1%で、他の項目に比べて群を抜いて平等であるという意識が高くなっています。次いで、「地域活動の場」(36.4%)や「法律や制度上」(34.9%)で平等であるとの意識が多くみられます。

一方、「男性の方が優遇されている」(「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば、男性の方が優遇」の合計)という認識が高い分野は、「政治の場」(75.9%)、「職場」(74.8%)、「社会通念や慣習」(73.6%)で、いずれも70%を超える高い割合となっています。

図表1 各分野における男女の地位の平等感



## 目標 女性に対する暴力のないまちづくり

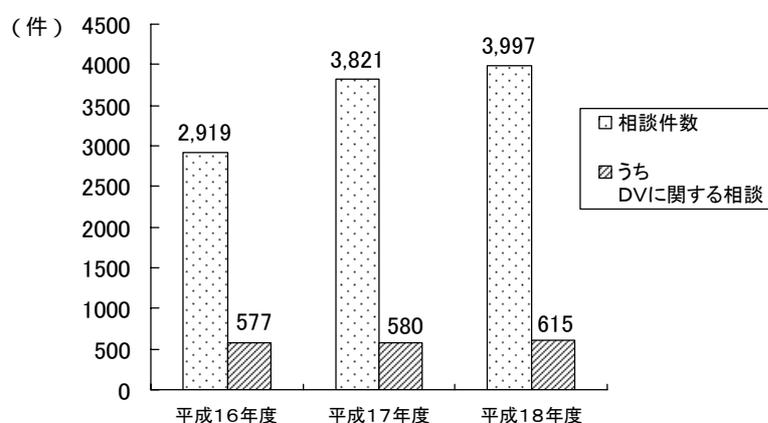
配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因です。なかでも配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）は、相談することに抵抗を感じる人が多く、問題が潜在化する傾向があります。市民意識調査では、女性の約5人に1人が身体に対する暴力を受けたことがあると答えており、この問題が身近なものであることが分かります。

女性に対する暴力の根底には、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、女性の人権を軽視する上下関係などがあります。

女性に対する暴力の根絶に向けて、女性の人権の尊重のための意識啓発はもちろんのこと、相談事業のさらなる充実と、被害者の自立のための支援に、関係機関が連携しながら積極的に取り組んでいく必要があります。

また、女性に対する暴力には、児童虐待を伴う場合もあるため、子どもの人権への配慮も必要です。

図表2 さいたま市における相談件数の推移



### < 施策の方向 >

#### 1 性の尊重と暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶のための意識啓発を強化する

#### 2 セクシュアル・ハラスメント防止の徹底

セクシュアル・ハラスメントの防止対策を強化する

#### 3 被害者に対する相談・支援体制の充実

暴力の被害に悩む女性に対する相談・支援体制を充実する

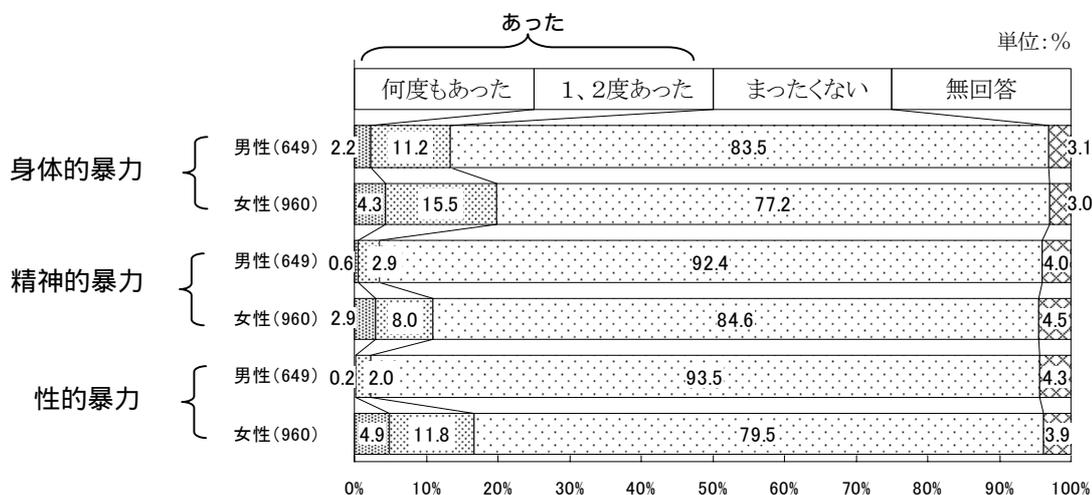
関係機関と連携して被害者に対する支援を充実する

< 市民意識調査の結果 >

**配偶者等からの被害経験**

身体に対する暴力を受ける経験(身体的暴力)が「あった」という女性は19.8%で、男性13.4%を6ポイント上回っています。自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた経験(精神的暴力)が「あった」という女性10.9%は、男性3.5%を7ポイント上回っています。いやがっているのに、性的な行為を強要された経験(性的暴力)が「あった」という女性16.7%は、男性2.2%を15ポイント上回っています。

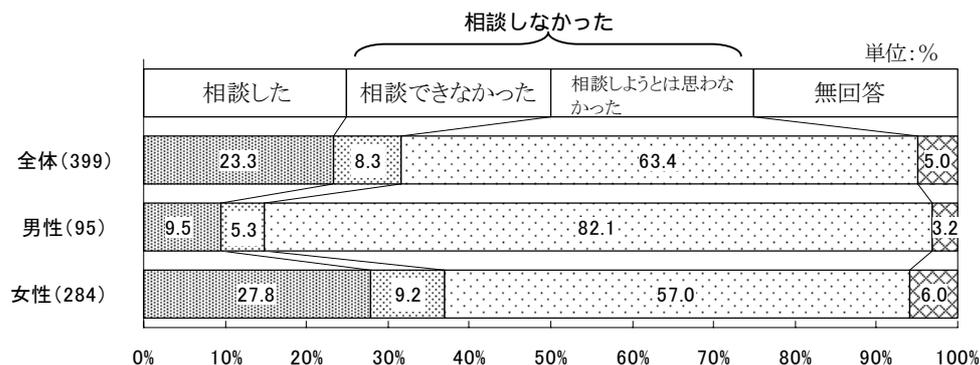
図表3 配偶者等からの被害経験



**暴力についての相談経験**

配偶者から受けた行為について、「相談した」人は23.3%であり、「相談しなかった」人は71.7%を占めています。「相談した」と答えた人のうち、相談した人や場所が多いものは、家族や友人など身近な人が主で、法律の専門家やさいたま市の相談窓口・電話相談などの公的機関の利用は少ない現状が示されています。

図表4 暴力についての相談経験



|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 目標 | 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり |
|----|---------------------------------|

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行が、依然として根強く残存し、いまもって参画の不平等が見られます。

市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、多様な生き方ができるように、これらの社会制度や慣行を見直していく必要があります。市民意識調査の結果でも、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」を挙げた人が最も多くなっています。市民一人ひとりの意識の改革が重要であり、そのための情報提供や啓発事業を推進していく必要があります。

また、市民や事業者の男女共同参画に対する理解を深めるため、「男女共同参画社会基本法」や「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」等の男女共同参画に関する法令を周知するための広報や学習機会の提供などが必要です。

#### < 施策の方向 >

##### 1 職場・学校・地域・家庭における慣行の見直し

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない意識啓発を推進する

##### 2 広報・啓発活動の推進

広報誌等による情報提供や様々な地域活動の場を通じて啓発を推進する

##### 3 男女共同参画に関する法制度の周知

様々な機会・広報媒体を通じて法制度等の周知、啓発を推進する



目標 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画のまちづくりを進めるためには、意思決定過程や方針決定の場に男女が共に参画し、男女の意見が平等に反映されることが重要です。

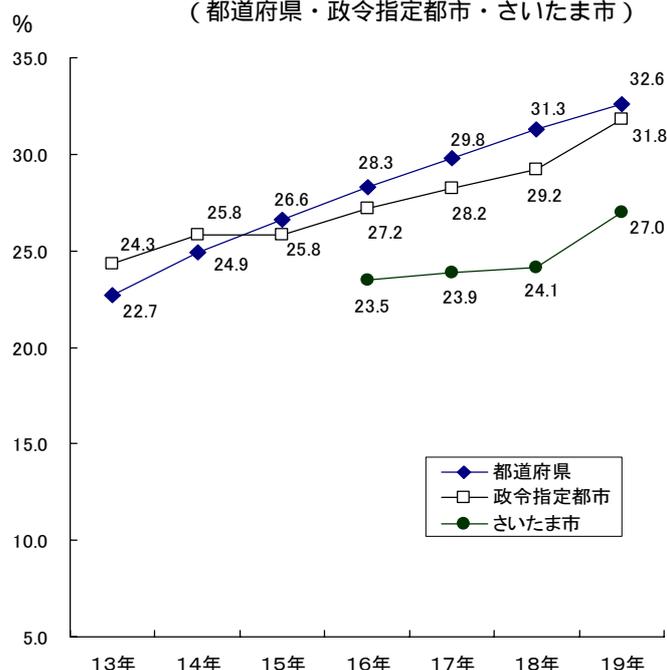
市の審議会等における女性の一層の参画を図るため、女性委員の目標比率を定め、市民公募枠を積極的に設けるなど、目標の達成に努める必要があります。そのため、平成25(2013)年までの目標値を「40%」とすること、女性のいない審議会をなくすことを求めます。

市の女性職員の管理職登用を積極的に図り、事業者に対しても様々な形で男女共同参画を働きかけることが重要です。市における政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開制度等の運用により行政情報を迅速且つ的確に公開し、市民や事業者へ行政情報を提供していくことが必要です。

また、女性がその能力を開発し、発揮することができるよう様々な教育・研修機会を充実し、男女共同参画に向けた人材の発掘と育成が求められています。

さらに、市民が政治・経済に関心を高められるよう支援する必要があります。

図表7 審議会等における女性委員割合の推移  
(都道府県・政令指定都市・さいたま市)



< 施策の方向 >

1 女性の積極的登用による参画促進

行政・審議会等への女性の積極的登用を促進する

自治会や社会教育施設に関する委員会など地域における活動団体の女性登用を促進する

## 2 政策・方針決定過程の透明性の確保

行政情報の提供、市民意見を施策へ反映させる機会を設ける

## 3 男女共同参画に向けた人材発掘と育成

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供を充実する

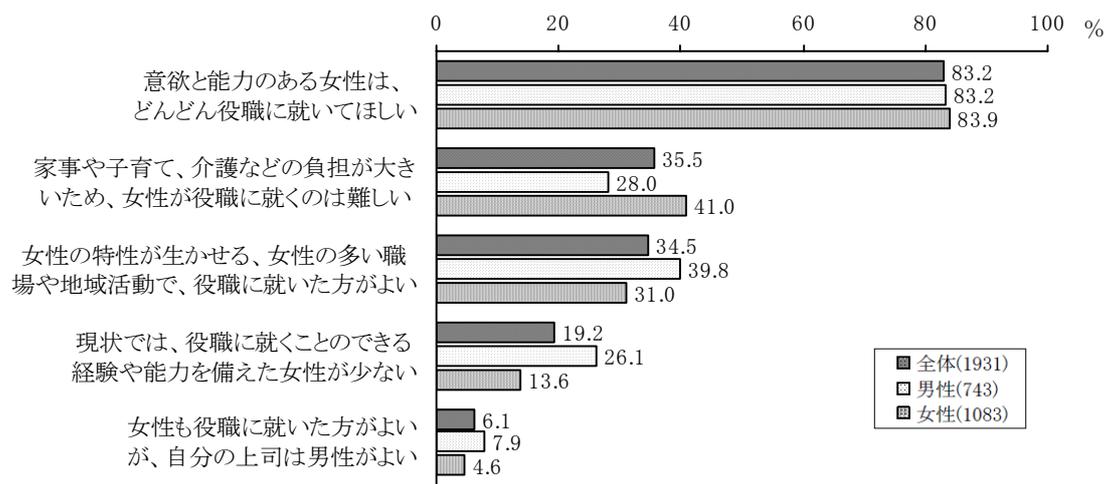
男女共同参画リーダーを育成する

### < 市民意識調査の結果 >

#### 女性が政策・方針決定の場に進出することについて

「意欲と能力のある女性は、どんどん役職に就いてほしい」という回答が 83.2%を占めています。「現状では、役職に就くことのできる経験や能力を備えた女性が少ない」という回答は、男性が女性を上回っており、男性の方が、役職に就くことのできる女性が少ないと感じているようです。一方、「家事や子育て、介護などの負担が大きいため、女性が役職に就くのは難しい」という回答については、女性が男性を上回っており、女性は、女性自身の政策・方針決定の場への進出を望みながらも、家庭生活との両立の難しさを感じているようです。

図表 8 女性が政策・方針決定の場に進出することについての考え



わからない、その他、無回答を  
除く

## 目標Ⅴ 家庭生活・社会生活への男女共同参画と両立を支援する まちづくり

仕事と生活の調和を可能にするための環境づくりは、男女共同参画社会を実現する上で重点的に推進する必要があります。

さいたま市に特徴的にみられる出産・育児期に大きく低下する女性の労働力率が示すように、女性は出産・育児、介護等を理由に退職せざるを得ない場合が多く、家庭責任を持つ男女が互いに協力し、育児や介護など家族の一員としての役割を果たしながら、働き続けることのできる環境をつくる必要があります。このため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実を図るとともに、市民や事業者の男女共同参画への理解を得て、育児・介護を地域で支える環境の整備や育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備等を促進していく必要があります。

しかしながら、子育て期にある30～40歳代の男性の労働時間が長く、家事・育児にかかわることが難しいのが現状です。市民意識調査でも男性が育児・介護休業等を取得しづらい理由として、多くの人が「職場に取りやすい雰囲気がないから」「社会全体の認識が十分でないから」と答えています。このことから、市職員の男性の育児休業取得率を平成25(2013)年までに「10%」にすることを目標値とすることを求めます。

### < 施策の方向 >

#### 1 家庭・地域において男女が共に責任を担える環境整備

家庭生活や地域生活における男女共同参画に関する意識の啓発を推進する

#### 2 多様な子育てや介護を地域で支えあう仕組みづくり

多様なニーズに応じた子育てや介護への支援体制の整備・充実を推進する

#### 3 仕事と家庭の両立に関する事業者への情報提供・啓発

仕事と家庭生活が両立できる職場環境を促進する

育児休業・介護休業等への理解と取得を促進する

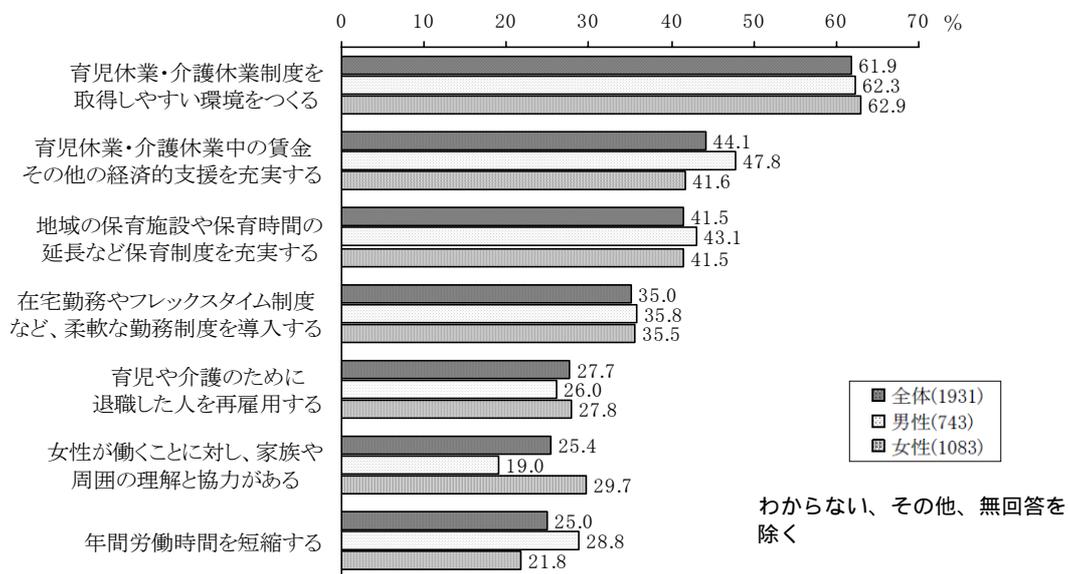
## < 市民意識調査の結果 >

### 仕事と家庭の両立のために必要なこと等

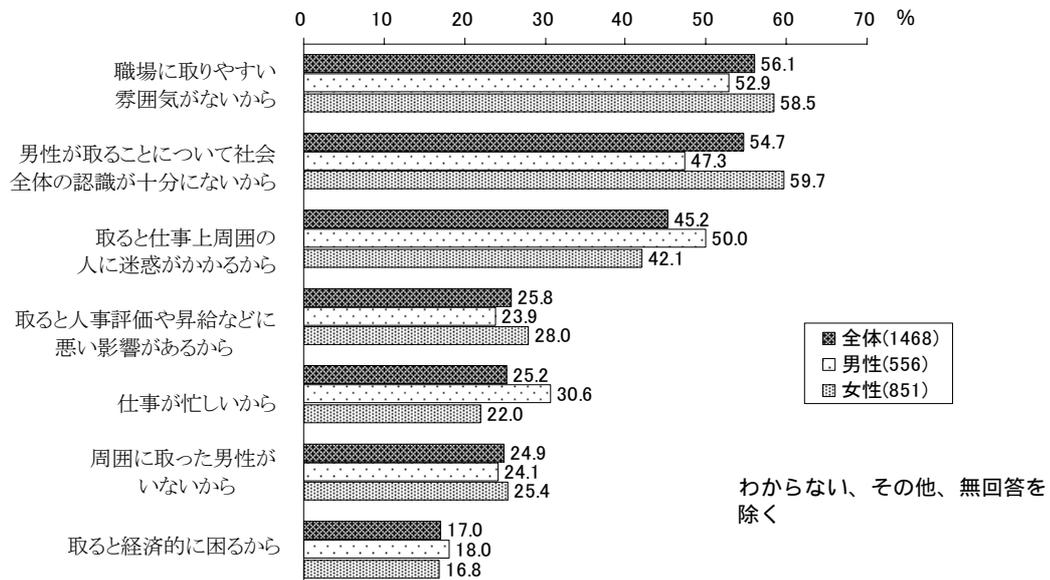
最も回答が多かったのは、「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」で、次に「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的支援を充実する」や、「地域の保育施設や保育時間の延長など保育制度を充実する」が挙げられています。職場と地域両方において、仕事と家庭の両立を支える仕組みが必要とされています。

男性が育児・介護休業等を取得しづらい理由として、「職場に取りやすい雰囲気がないから」を挙げた人が一番多くなっています。

図表9 仕事と家庭の両立のために必要なこと



図表10 男性が育児・介護休業等を取得しづらい理由



## 目標 男女の経済的自立をすすめ働きやすいまちづくり

男女雇用機会均等法が改正されるなど、男女が平等に働くための環境の整備が図られています。このように、職業の性差別をなくすための法体制は改善されてきていますが、社会的慣行や職場における男女の待遇には依然として大きな格差がみられます。

一方、国内の経済の成熟化やグローバル化等、経済構造が変化するとともに女性の就業形態や働き方も大きく変化してきています。こうした中で女性も男性も対等に自らの能力を発揮できるようにするため、企業等が働く場における女性と男性の格差の是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していく必要があります。

女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができ、さらに女性と男性が共に家庭と仕事を両立することができる環境を整備し、働く男女の健康管理を充実させていく必要があります。

また、女性が出産・育児等で一度職を離れると再就職が非常に難しい現状があります。就業の継続を可能にするための取組と再就職支援、在宅勤務や起業など多様な働き方を可能にするための支援も必要です。これらの支援策の充実と企業の取組に加え、経済的自立に対する女性自身の意識の向上も必要です。

### < 施策の方向 >

#### 1 就業の場における男女均等待遇の促進

男女雇用機会均等法に関する普及・啓発を図り、積極的格差是正を促進する

#### 2 安全で安心して働くことができる就労環境の整備

職場での性差別の撤廃に関する意識の啓発を推進する

就業継続のための労働条件の整備を推進する

#### 3 女性の経済的自立への支援

再就職・起業など多様な働き方への支援を充実する

< 市民意識調査の結果 >

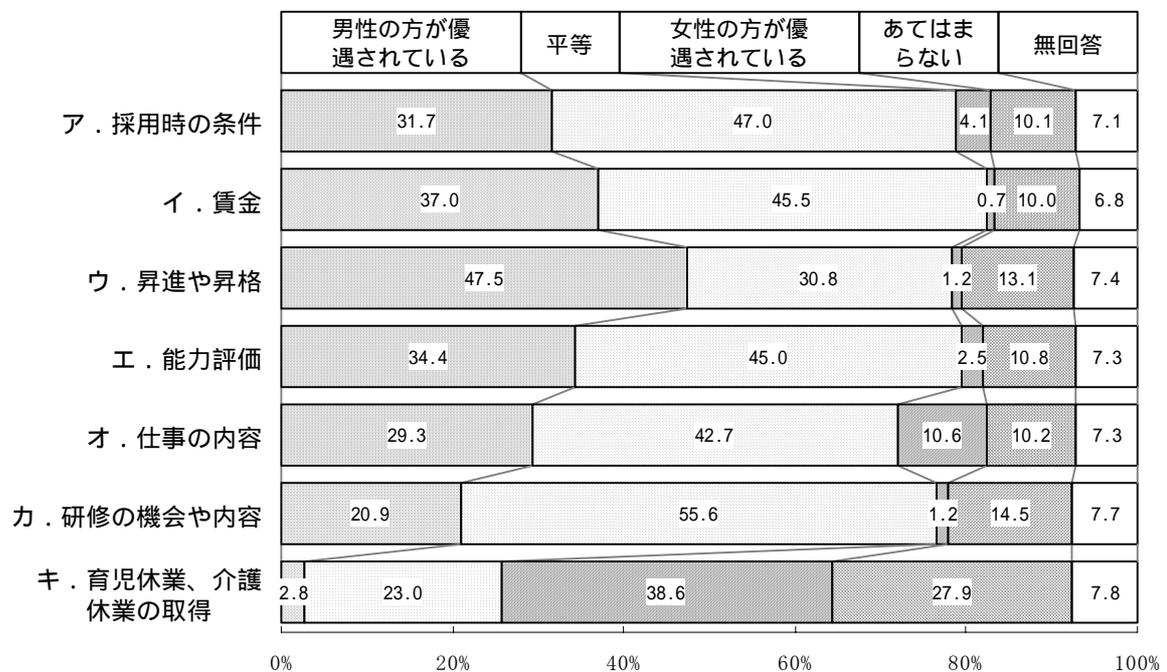
職場における男女の地位の平等感

「研修の機会や内容」では平等であるという回答が 55.6%を占め、平等であると考えてる人が多くなっています。「昇進・昇格」については「男性が優遇されている」という回答が 47.5%を占め、男性優遇の意識が高くなっています。

図表 11 職場における男女の地位の平等感

総数=1080

単位: %



|    |  |
|----|--|
| 目標 | 男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり |
|----|--|

男女が、互いの性を十分に理解しあい、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画のまちづくりを進める上で重要なことです。とりわけ、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、男性と異なる健康上の問題があります。

このため、人権問題をふまえた男女両性に対する性教育、学習機会の提供、啓発活動の推進等が必要です。特に低年齢からの発達段階に応じた性教育、性に対する正しい情報の提供や心身の悩みを気軽に相談できる体制を充実していく必要があります。

また、仕事と出産・子育ての両立を可能にするためにも、健康面からの支援が必要です。妊娠・出産、育児に関する相談や、医療費に関する補助など経済面での支援も充実していく必要があります。

さらに、市民を対象に、健康指導、スポーツを通じた健康づくりや総合的な健康相談を実施し、生涯を通じた健康づくりを支援していくことも必要です。

#### < 施策の方向 >

##### 1 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発

生涯を通じた健康支援、性に関する正しい認識と理解に関する啓発を推進する  
各種健康診査、妊婦の健康管理体制を充実する

##### 2 男女の生涯にわたる健康づくり

生涯を通じた健康に関する啓発や情報を提供する  
生涯にわたるスポーツ活動を支援する

##### 3 からだとところに関する相談等の充実

からだところに関する相談体制を充実する

## 目標 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念のひとつとして「国際的協調」が掲げられています。

各国の人々の生活や文化を相互に理解し、共に地域で暮らす外国人と市民レベルの交流を進め、国際理解を深めることにより身近なところから国際協力にかかわっていくことが求められています。

このため、男女平等に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れ、男女共同参画に向けた国際的な取組に関する情報の提供や国際理解教育を進めていく必要があります。また、外国人が暮らしやすいまちにするために、情報の提供や生活相談の充実、支援体制の整備を図ることが必要です。

### < 施策の方向 >

#### 1 男女共同参画の視点にたった国際交流と国際理解の推進

女子差別撤廃条約等国連関係条約の周知を図る

国際理解・交流活動を推進し、「平等・開発・平和」への貢献を進める

国際社会における男女共同参画に関する情報の収集・提供、学習機会を充実する

#### 2 外国人も安心して暮らせる相談・支援体制の整備

外国人への生活相談体制や情報提供を充実する

## 目標 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

社会情勢の変化や市の特性をふまえながら、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、市、市民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進していかなければなりません。

特に男女共同参画推進のための拠点施設である「さいたま市男女共同参画推進センター」等は、市民、NPOや地域で活動している団体などの利用を促進するため、さらなる事業の充実が必要です。

また、女性の意欲と能力を生かすためのチャレンジ支援策を実施することは、今後の社会や経済の持続的な発展のためにも不可欠であると考えます。起業や再就職など就業の場だけでなく、学校、NPOやボランティア、地域活動など様々な分野にわたる支援策を講じる必要があります。

### < 施策の方向 >

#### 1 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進

男女共同参画推進協議会や推進本部など男女共同参画推進体制を充実する  
NPO、ボランティア、地域活動団体等の活動やネットワークづくりを支援する

#### 2 苦情の申出・処理制度の充実

苦情申出制度の周知を図り、苦情の申出を適正迅速に処理する

#### 3 男女共同参画推進センターによる男女共同参画の推進

相談、情報提供、講座や講演会の開催、市民活動及び交流支援など各種事業を充実する

#### 4 女性チャレンジ支援体制の整備・充実

女性チャレンジ支援のための情報提供を整備、充実する  
関係機関等との連携を強化し、ネットワークを整備、充実する

## 参 考 資 料

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

男女共同参画社会基本法

次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問書写）

さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

## さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成 15年 3月 14日

さいたま市条例第38号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

### (基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が

個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標(以下「基本目標」という。)にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハ

ラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(以下「市民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため

の委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

（年次報告）

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（男女共同参画推進協議会）

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係団体の代表者

（3）市民代表者

（4）関係行政機関の職員

（5）市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。

（さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止）

2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成13年さいたま市条例第290号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

## 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号

改正 平成11年7月16日 法律第102号

同 平成11年12月22日 法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

#### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を

策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(写)

市生男女第160号

平成19年5月21日

さいたま市男女共同参画推進協議会  
会長 矢澤 澄子 様

さいたま市長 相川 宗



次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問）

平成16年3月に策定した「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」が平成20年度末で計画期間が満了することに伴い、新たな基本計画を策定します。

つきましては、次期基本計画はいかにあるべきか、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第10条第2項（平成15年3月14日条例第38号）の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

## さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成19年 5月21日 | 平成19年度第1回（第21回協議会） <ul style="list-style-type: none"><li>・次期男女共同参画基本計画について市長からの諮問<br/>「次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問）」</li><li>・次期基本計画策定スケジュールの検討</li></ul>        |
| 平成19年6月～7月  | 次期基本計画策定のための委員アンケートの実施  |
| 平成19年 9月 3日 | 平成19年度第2回（第22回協議会） <ul style="list-style-type: none"><li>・提言書素案の検討</li></ul>  |
| 平成19年11月26日 | 平成19年度第3回（第23回協議会） <ul style="list-style-type: none"><li>・提言書案の検討</li></ul>   |
| 平成20年 3月10日 | 平成19年度第4回（第24回協議会） <ul style="list-style-type: none"><li>・諮問事項に対する市長への答申<br/>「提言書（次期さいたま市男女共同参画基本計画は<br/>いかにあるべきか）」の提出</li><li>・次期基本計画の策定スケジュールについて</li></ul> |

さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

|          | 氏名     | 備考         |
|----------|--------|------------|
| 学識経験者    | 青島 祐子  | 大学准教授      |
|          | 島 頼子   | 元旧与野市教育委員長 |
|          | 野村 路子  | 家庭裁判所調停委員  |
|          | 藤井 正子  | 元県行政経験者    |
|          | 矢澤 澄子  | 大学教授       |
| 関係団体代表者  | 井原 實   | 経済団体       |
|          | 神生 ともえ | P T A      |
|          | 木村 通恵  | 男女共同参画推進団体 |
|          | 坂下 裕一  | 弁護士会       |
|          | 長谷川 好孝 | 労働団体       |
|          | 森田 勝利  | 福祉団体       |
|          | 若山 久   | 医師会        |
| 市民代表者    | 青島 朋子  | 市民公募       |
|          | 井澤 美恵子 | 市民公募       |
|          | 大塚 勇   | 市民公募       |
|          | 柴原 早苗  | 市民公募       |
|          | 澁谷 稔   | 市民公募       |
|          | 清水 理恵  | 市民公募       |
|          | 福地 一夫  | 市民公募       |
|          | 矢部 貢美子 | 市民公募       |
| 関係行政機関職員 | 森本 頼子  | 埼玉労働局      |
| 市職員      | 大塚 英男  | 副市長        |
|          | 藤間 文隆  | 教育長        |

会長 会長職務代理者

平成19年7月末まで

谷口 富貴子 (関係団体〔男女共同参画推進団体〕代表者)

原口 久美子 (関係団体〔P T A〕代表者)

平成19年9月末まで

福田 誠 (関係団体〔労働団体〕代表者)

平成19年10月5日まで

大庭 誠司 (市職員〔副市長〕)